

土砂災害警戒区域内の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

(令和2年8月現在)

区分	施設の名称	所在地	土砂災害警戒情報等の伝達方法	
特に防災上の配慮を要する者が利用する施設	高齢者利用施設	ニチイケアセンター世田谷大蔵	大蔵 4-2-14	施設あてにFAX送信により伝達する。
		ヒルデモア岡本	岡本 2-17-8	
		ぼじえじステーション二子玉川	岡本 2-17-14 岡本アネックス 1階・地下1階	
		茶話本舗デイサービス二子玉川亭	瀬田 1-9-13	
		アリア等々力の杜	等々力 1-22-43	
		デイサービスなごみの森 等々力 溪谷	中町 1-5-3 バレーハウス 1F	
	乳幼児利用施設	聖ドミニコ学園幼稚園	岡本 1-10-1	
		世田谷おとぎの森保育園	岡本 2-22-11	

注) 世田谷区において、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第七条に定める土砂災害警戒区域は、「土砂災害(特別)警戒区域公示図書(東京都建設局作成)」に示されている区域である。

参考) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第八条第1項 市町村防災会議(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。

次項において同じ。)は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下この条において同じ。)において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

二 (略)

三 (略)

四 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

五 (略)

六 (略)